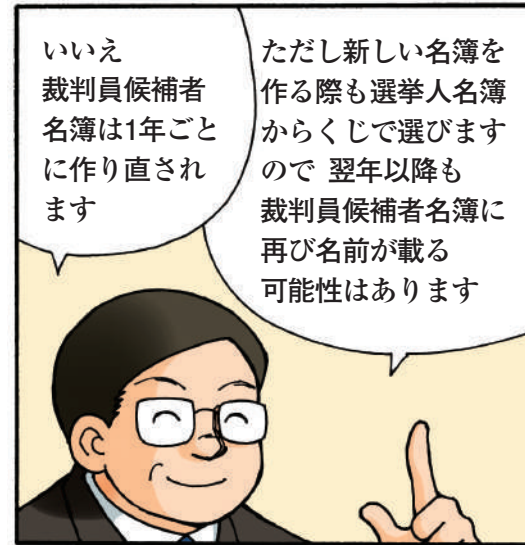


Q6

候補者名簿に登録されたら、必ず裁判所に行くことになるのですか？



A6 くじで選ばれなかった場合は、裁判所に来ていただくことはありません（「選任手続期日のお知らせ」は届きません）。

裁判員候補者は、実際の事件ごとに裁判員候補者名簿からくじで選ばれます。ですから、裁判員候補者名簿に登録されても、くじで選ばれず、裁判所に来ていただかないこともあります。そして、裁判員候補者名簿は1年ごとに作成されますので、1年間が経過すれば裁判員候補者ではなくなります。ただし、翌年以降の裁判員候補者は、前年に裁判員候補者名簿に登録されたか否かにかかわらず、新たに選挙人名簿からくじで選ばれますので、翌年以降の裁判員候補者名簿に再び登録される可能性もあります。しかし、過去5年以内に裁判員などになった方や、過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に来ていただいた方（辞退が認められた方は除く。）などは、裁判員になることを辞退することができます（Q10参照）。

裁判員に
選ばれるまで